

2018年12月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)

2019年2月22日

上場会社名 株式会社はかた匠工芸 上場取引所 東
 コード番号 3610 URL <http://takumikougei.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 藤永 新一
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役管理部長 (氏名) 今里 恵子 (TEL)092-581-7232
 定時株主総会開催予定日 2019年3月28日 配当支払開始予定日 —
 発行者情報提出予定日 2019年3月29日
 決算補足説明資料作成の有無 : 無
 決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 2018年12月期の業績 (2018年1月1日～2018年12月31日)

(1) 経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2018年12月期	1,296	4.4	△13	—	△17	—	△12	—
2017年12月期	1,241	41.2	11	40.7	5	50.5	3	—

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
2018年12月期	△22.95	—	—	△6.5	△1.1
2017年12月期	7.45	7.27	—	1.8	0.9

(注) 2018年12月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2018年12月期	274	△35	△12.9	△62.97
2017年12月期	304	△40	△15.4	△90.44

(参考) 自己資本 2018年12月期 △35百万円 2017年12月期 △46百万円

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2018年12月期	△9	△0	△0	25
2017年12月期	24	△4	7	37

2. 配当の状況

	年間配当金			配当金総額 (合計)	配当性向	純資産 配当率
	中間期末	期末	合計			
2017年12月期	0.00	0.00	0.00	—	—	—
2018年12月期	0.00	0.00	0.00	—	—	—
2019年12月期(予想)	0.00	0.00	0.00	—	—	—

3. 2019年12月期の業績予想 (2019年1月1日～2019年12月31日)

(%表示は、通期は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	1,336	3.1	19	—	13	—	9	—	17.18

※ 注記事項

(1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- | | |
|----------------------|---|
| ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 | 無 |
| ② ①以外の会計方針の変更 | 無 |
| ③ 会計上の見積りの変更 | 無 |
| ④ 修正再表示 | 無 |

(2) 発行済株式数（普通株式）

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数

2018年12月期	563,300株	2017年12月期	517,700株
2018年12月期	－株	2017年12月期	－株
2018年12月期	538,543株	2017年12月期	517,700株

※決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料P. 3「1. 経営成績等の概況（4）今後の見通し」をご覧ください。

(日付の表示方法の変更)

「2018年12月期 決算短信」より日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しています。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当期の経営成績の概況	2
(2) 当期の財政状態の概況	2
(3) 当期のキャッシュ・フローの概況	3
(4) 今後の見通し	3
(5) 事業等のリスク	3
(6) 継続企業の前提に関する重要事象等	8
2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方	9
3. 財務諸表及び主な注記	10
(1) 貸借対照表	10
(2) 損益計算書	12
(3) 株主資本等変動計算書	15
(4) キャッシュ・フロー計算書	16
(5) 財務諸表に関する注記事項	17

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度に引き続き、緩やかな回復基調が続いています。企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつあります。

和装業界におきましては、2018年の着物小売市場規模は前年比微減の2,875億円と推計（月刊ステータスマーケティング2019年1月号）され、厳しい経営環境が続いております。小売業の健闘により下げ幅は微減、振袖市場でのレンタル市場の拡大、および浴衣市場においてもレンタル化が進み始めています。またネット販売、リサイクル着物の普及など、市場構造に変化が見られます。

このような環境のなかで、当社は日本和装グループが展開する「日本和装の無料きもの着付け教室」等における受講者に対するセミナーや各種イベントなどの販売業務の代理店として、女性向けの和装品の販売をいたしました。また京都を拠点とした製造品卸の販路開拓にも注力いたしました。

2014年4月より参入した男きもの市場におきましては、不採算店舗であった京都店を10月末日に閉店し、経営資源を銀座店に集中させております。男きもの専門店「SAMURAI」ブランドの確立に向けて、自社企画の低価格高品質な商品を提供し、消費者に認知されつつあります。今後の事業の核と捉え、男きもの市場の開拓に注力いたしました。

以上の結果、売上高1,296,461千円（前期比4.4%増）、営業損失は13,906千円（前事業年度は営業利益11,482千円）、経常損失は17,690千円（前事業年度は経常利益5,630千円）、当期純損失は12,361千円（前事業年度は当期純利益3,854千円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

（レディース和装事業）

博多織777周年の記念ツアーやイベント等による販売会回数の増加による売上高増加に伴い、販売会における販売経費の増加もあり、売上高1,227,079千円、セグメント損失（営業損失）11,511千円となりました。

（男きもの事業）

店外催事の不振・京都店の閉店などありながらも売上高は微増、経営資源を銀座店に集中させ、男きもの市場の開拓や「SAMURAI」ブランドの確立に向けて、男きもの着付け教室を中心に男きものへの潜在的な需要の掘り起しに広告宣伝費等の販売経費を支出しましたが、受注獲得に結びつけることができず、売上高69,381千円、セグメント損失（営業損失）2,394千円となりました。

(2) 当期の財政状態の概況

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は205,069千円で、前事業年度末に比べ29,307千円減少しております。現金及び預金の減少11,299千円、商品及び製品の減少17,190千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は69,160千円で、前事業年度末に比べ870千円減少しております。敷金の減少476千円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は234,950千円で、前事業年度末に比べ11,970千円減少しております。買掛金の減少4,924千円、前受金の減少7,606千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は74,750千円で、前事業年度末に比べ23,320千円減少しております。長期借入金の減少22,920千円、長期リース債務の減少400千円が変動要因であります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は△35,471千円で、前事業年度末に比べ5,112千円増加しております。資本金の増加23,712千円、新株予約権の減少6,237千円、当期純損失12,361千円が変動要因であります。

(3) 当期のキャッシュ・フローの概況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は25,743千円で、前事業年度末に比べ11,299千円減少しております。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況と増減要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における「営業活動によるキャッシュ・フロー」は9,909千円の支出（前事業年度は24,786千円の収入）となりました。これは主に前受金の減少7,606千円、仕入債務の減少4,924千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における「投資活動によるキャッシュ・フロー」は893千円の支出（前事業年度は4,157千円の支出）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出1,160千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における「財務活動によるキャッシュ・フロー」は495千円の支出（前事業年度は7,191千円の収入）となりました。これは株式の発行による収入22,809千円、長期借入金の返済による支出22,920千円、リース債務の返済による支出385千円によるものです。

(4) 今後の見通し

当社を取り巻く市場環境は引き続き厳しいと予想されます。その中で、当社は日本の伝統文化のひとつである和装文化を守り、未来に向けて育んでいくことを使命とし、一丸となって取り組んでまいります。

レディース和装事業では、引き続き、生産体制の改善による製造原価率の改善、仕入商品の見直しによる仕入原価率の改善をさらに推し進め、新たな販路の拡大とともに、販売経費とのバランスを考慮しながら収益性と成長性の確保を図ってまいります。

男きもの事業では、男きもの専門店「SAMURAI」のブランド価値の確立によって売上高増加を目指す計画ですが、次期においても市場開拓のための先行投資が続くと見込み、予算を策定しております。

これらのことから、次期の見通しにつきましては、売上高1,336百万円、営業利益19百万円、経常利益13百万円の見通しです。

(5) 事業等のリスク

当社の経営成績及び財務状態等に影響を及ぼす可能性のある事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、本文中における将来の事項は当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 親会社及び親会社グループに関するリスク

① 会社の政策が変更になるリスク

当社の筆頭株主であり親会社である日本和装HD社につきましては、当社をはじめとする日本和装グループ全体の安定的な成長・拡大をグループ経営方針として掲げております。

同社は、株主としての議決権行使等により、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすこととなりますが、同社の方針や利害が、当社の他の株主と常に一致するという保証はありません。

また、同社の保有する当社株式については、グループ会社の安定性確保のため引き続き長期に保有するものと判断されますが、何らかの予期せぬ事情により、当該株式の売却が行われた場合や売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。さらに、特定の相手先への譲渡が行われる場合、当該譲渡先の取得株数、当社株式の保有方針及び株主としての当社への経営関与の方針等によっては、当社の業績及び事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

② 親会社からの影響力及び親会社からの独立性について

当社の意思決定において、親会社である日本和装HD社の承諾は、形式的にも実質的にもその要件とされておりません。当社における重要な意思決定は、取締役会規程並びに善管注意義務及び忠実義務を遵守する取締役の合議制によりなされております。

③ 親会社グループにおける位置づけ

当社は、親会社である日本和装HD社を中核とした日本和装グループに属しており、同グループ内において唯一、織機を有し製造機能を持った企業として位置づけられております。このため、日本和装グループ内において当社事業と直接的に競合する企業は存在せず、次項に記載のとおり、同一グループ内企業として継続的な取引関係を有しております。

④ 日本和装グループとの取引について

2018年12月期における日本和装グループとの取引については、販売機会の提供を受け、顧客からの販売代金の精算及び販売手数料の支払いを行っております。

(2) 特定の販売先への依存について

当事業年度において、親会社である日本和装HD社の販売仲介を通じた売上が総売上上の91%となっております。この理由の一つは、当社が日本和装HD社の加盟店の一社であり、同社の着付け教室等の催事が当社製品及び商品の販売機会として大きなウェイトを占めていることによります。同社との取引は、販売業務委託契約（平成21年3月16日締結）に基づいております。同契約の有効期間は、1年間であり、契約期間満了前2ヵ月以内に文書による更新拒絶の意思表示がない場合には、同一条件で1年間自動更新される旨が規定されております。また、次の場合には、当該契約を解除することができる旨の規定が定められています。

- ① 当該契約に定める各条項に違反した場合
- ② 信頼関係を損なう違背行為があったとき
- ③ 差押え、仮差押、仮処分、競売開始決定、滞納処分を受けたとき
- ④ 支払停止又は破産、民事再生手続、会社更生手続、会社整理若しくは特別清算手続の申立てがあったとき
- ⑤ 監督官庁からの行政処分を受けたとき
- ⑥ 手形又は小切手の不渡りをだしたとき
- ⑦ その他、当社の信用、支払能力に重大な疑義が生じたとき

現在において、当該契約の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、上述の解除要件に該当するほか、何らかの要因により当該契約が解除されることとなった場合には、当社の事業活動に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

なお、当社は日本和装グループに所属しているものの、加盟店としての取引条件は、他社と同一のものであり（※）、他の加盟店との公平な競争環境に置かれております。従って、当社の製品及び商品の品質等が顧客にとって魅力あるものでない場合には、この販売機会を当然に失うおそれがあります。

当社としては、特定顧客への依存度を引き下げするため、大口新規顧客の開拓、当社直販比率の増加に注力しておりますが、見込みどおりに顧客開拓が進まない場合や日本和装HD社の業績等が悪化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

※当社と日本和装グループとの取引条件は、日本和装グループが取引するグループ外の会社と同等のものである旨の説明を受けております。

(3) 特定の製品への依存について

当社は、博多織の販売による収益への依存度が高く、その売上構成比は3割程度となっております。現時点において、和装関連市場が急激に縮小し、博多織に対する需要が急減する可能性は低いものと判断しておりますが、何らかの理由による市場の縮小が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術者への依存及び人材の確保・育成について

当社の製品は、伝統工芸としての品質を確保するため、製造工程に特定の熟練技術者の関与が不可欠な部分があります。当社では、少人数で効率的な生産体制を確立するほか、若手従業員に対する伝統技術の伝承と全社的な製造技術の向上に取り組んでおりますが、5名の伝統工芸士を含む複数の熟練技術者が退職した場合、人材確保及び後継者育成が追いつかないおそれがあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 原材料価格の変動リスク

当社製品の主要原材料である生糸は、品質に対する要求水準の高さに起因して、そのほとんどをブラジルからの輸入に依存しております。原材料価格のほか、為替レートの急激な変動等が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、何らかの国際的事情等によりブラジルからの生糸輸入が途絶した場合、代替輸入先の選定・原材料の安定供給に支障が生じたときには、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 景気変動及び季節的要因について

洋装が日常化している現在においては、和服は、生活必需品というよりも奢侈品に近いものとして消費者に認識されていると考えられます。従って、他の奢侈品同様に、国内外の景気や消費動向による影響を受け易いことが想定されることから、この要因が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、売上高に季節的変動があり、現時点において当社製品及び商品の主な販売ルートである日本和装 HD 社の催事が集中する春季及び秋季に売上高の比率が高くなるという傾向があります。従って、現状においては、この要因が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 製品の安全性について

当社では、お客様にとって安全・高品質な製品を提供することを第一と考え、製品の品質向上や安全性確保に取り組んでおります。また、染色をはじめとする製造の一部を委託する仕入先メーカーに対しても、品質管理や安全確保に関する協議を継続的に行っております。しかしながら、何らかの事情により、製品の安全性や品質に関して予見不可能な原因により問題が生じた場合、製造物責任や損害賠償責任などによる不良品回収のためのコストその他多額の費用が発生する可能性を否定できず、その場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 小規模組織であることについて

当社は、2018年12月31日現在、取締役4名、監査役1名、従業員26名と小規模な組織構成となっております。今後、当社の成長のためには、営業・製造・管理の各部門における優秀な人材の確保や内部管理体制の一層の充実が必要であるものと考えております。当社では、既存従業員の育成を図るとともに採用活動による人員増強を適宜行うことを予定しておりますが、人材が適時かつ十分に確保できない場合には、業務執行や内部管理において必要となる人的・組織的対応が困難となる可能性があります。

(9) 災害等について

当社の事業拠点は、工場併設の本社社屋の1箇所となっております。このため、地震、火災、洪水、新型感染症の発生等により物的・人的被害を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を平成25年8月25日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成25年8月26日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本決算短信開示日現在において、当社は債務超過の状態となっておりますが、フィリップ証券(株)からは債務超過ではあるものの、足元の資金繰り、取引金融機関との関係、営業の状況、及び経費削減の状況を勘案し総合的に判断した結果、無催告解除を行わない旨の報告を受けております。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合

(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度において当期純損失 12,361 千円を計上した結果、前事業年度に引き続き、当事業年度末において債務超過の状況となっており、その額は 35,471 千円であります。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、業績の改善と財務体質強化を図り、継続的に安定した経営基盤を構築すべく以下のとおり対応しております。

① 新たな販路の拡大と高付加価値商品の開発

当社は既存市場であるレディース和装市場では営業人員を増員し、人材育成・受注拡大に取り組む一方で、新たな販路の拡大として、国内外での生地卸を進めております。ヴァン・ゴッホ・ミュージアムの監修を受けた掛軸タペストリーや帯アート、日本の伝統的な柄を織り込んだ新規格の生地や国内の画家とのコラボレーション作品等の営業業務を海外での勤務経験のある人材に委託しており、販路の確立・拡大を目指し、営業活動を進めております。またロンドンの日本大使館では博多織 777 周年の記念展示を2ヵ月行うなど博多織の認知度を高め、国内外の販路開拓に繋げてまいります。

卸売りの取引先も関東圏を中心に増えております。卸先に高評価を得ている製品については、卸先の企画による受託製造も始めており、今後は卸先の新規開拓だけでなく、卸先に合わせた製品の開発・生産の受託製造や提案にも取り組んでまいります。

2017年博多織（手織袋帯）生産数 No.1（2018年3月矢野経済研究所調べ）、第62回新作博多織展では内閣総理大臣賞を受賞するなど手織りの帯はブランドイメージの向上に大きく寄与しております。販

売の中心となっている工数が少なく、オールシーズン着用可能な機械織りの帯の継続製品を適時投入し、受注拡大に寄与しております。他産地の着物・帯に博多織の伝統的な柄を配したコラボレーション製品の企画も好評を博しており、自社製品のブランド力増強と販売促進に繋がっております。さらに後続の商品開発に取り組んでおります。

今後も新たな販路の開拓に取り組むことで売上高の増加に努める一方、高付加価値商品の開発に取り組むことで収益性の向上に努めてまいります。

② 男きもの事業の確立

当社は2014年4月より男きもの販売を開始しており、男きもの事業の確立を目指します。2018年10月末日をもって京都店を閉店し、経営資源を銀座店に集中することで、コスト削減、今後の商品開発や顧客サービスの向上に努めます。当事業年度以降も引き続き各種媒体への衣装提供を行うことで男きもの認知度を高め、SNSを利用した情報発信を中心に、新規顧客の獲得に努めてまいります。男きもの着付け教室を開催し、男きものへの潜在的な需要の掘り起しにも注力いたします。

店舗では「月オシ」商品を打ち出し、既存顧客の維持と再来店率の向上にも努めてまいります。既存顧客のニーズ、高価格帯を望まれる顧客のニーズにも対応できる商品の開発にも取り組み、定期的に店外催事を行うことで受注拡大・収益性の向上に努めてまいります。中長期的に男きもの市場を最重点市場と捉えており、当該市場でのシェア獲得に取り組んでまいります。

③ 資金繰り

事業目標に応じた効果的なコスト削減に取り組み、事業及び運転資金の安定的な確保と維持に向け、資金を最大限に有効活用してまいります。今後の新たな成長戦略の推進・財務体質の強化を目的とした第三者割当増資を行い、調達した資金は国内外での新規顧客の獲得、販売促進に活用し、収益性の向上に努めてまいります。

④ コスト削減

生産面では、織機配置・人員配置を適宜見直し、生産稼働率の安定化と操業度の向上を図り、工数の少ない高付加価値商品を企画・製造することで製品単位当たりのコスト削減に取り組んでおります。また、工数の多い一部製造品を外注することで、人件費を削減しております。製品化できない生地は二次加工にも取り組み、一層の製造原価の低減に取り組めます。

管理面では、男きもの事業の商品の管理拠点を福岡本社からS AMURA I銀座店地下へ移設したことにより、運賃の削減、商品の配送期間の短縮に取り組み、顧客ニーズへの対応を早めることで受注拡大に努めてまいります。

また、レディース和装事業では経費の掛かる販売会への参加を控える、販売会の人材配置の見直し等、販売会1回当たりの経費削減に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策をとっても業績改善については今後の市況等の変化により計画どおりに推進できず、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。従って、現時点においては継続企業的前提に関する重要な不確実性が存在するものとして認識しております。

2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社は、日本基準に基づき財務諸表を作成しております。なお、将来におけるIFRSの適用につきましては、国内外の情勢を踏まえながら検討してまいります。

3. 財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,043	25,743
売掛金	15,314	11,546
商品及び製品	138,117	120,927
仕掛品	12,699	13,918
原材料及び貯蔵品	6,832	7,957
前渡金	11,327	12,939
前払費用	3,283	4,158
その他	9,759	7,879
流動資産合計	234,377	205,069
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	239	179
機械装置（純額）	2,849	2,351
工具、器具及び備品（純額）	683	1,497
土地	63,762	63,762
有形固定資産合計	67,534	67,791
無形固定資産		
ソフトウェア	269	—
無形固定資産合計	269	—
投資その他の資産		
長期前払費用	1,143	845
長期貸付金	2,947	—
その他	1,083	523
貸倒引当金	△2,947	—
投資その他の資産合計	2,226	1,368
固定資産合計	70,030	69,160
資産合計	304,408	274,230

(単位：千円)

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,884	15,959
短期借入金	130,000	130,000
1年内返済予定の長期借入金	22,920	22,920
未払金	11,922	15,093
未払費用	8,862	9,438
未払法人税等	2,002	1,078
未払消費税等	6,307	3,866
前受金	41,766	34,160
リース債務	385	400
その他	1,869	2,032
流動負債合計	246,921	234,950
固定負債		
長期借入金	95,748	72,828
リース債務	2,323	1,922
固定負債合計	98,071	74,750
負債合計	344,992	309,701
純資産の部		
株主資本		
資本金	108,850	132,562
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△155,671	△168,033
利益剰余金合計	△155,671	△168,033
株主資本合計	△46,821	△35,471
新株予約権	6,237	—
純資産合計	△40,584	△35,471
負債純資産合計	304,408	274,230

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高		
製品売上高	398,264	427,600
商品売上高	843,030	859,705
その他の売上高	—	9,154
売上高合計	1,241,294	1,296,461
売上原価		
製品期首たな卸高	41,354	38,319
当期製品製造原価	90,857	90,912
合計	132,211	129,231
製品期末たな卸高	38,319	36,726
製品売上原価	93,892	92,504
商品期首たな卸高	76,260	99,798
当期商品仕入高	249,082	229,857
当期加工仕入高	145,097	152,658
合計	470,439	482,313
商品期末たな卸高	99,798	84,200
商品売上原価	370,641	398,113
売上原価合計	464,533	490,618
売上総利益	776,760	805,842
販売費及び一般管理費	765,278	819,749
営業利益又は営業損失 (△)	11,482	△13,906
営業外収益		
受取利息	0	0
受取保険金	919	346
助成金収入	—	1,000
その他	243	161
営業外収益合計	1,162	1,508
営業外費用		
支払利息	3,169	3,084
貸倒引当金繰入額	2,947	—
売上割引	889	1,032
株式交付費	—	902
その他	9	273
営業外費用合計	7,014	5,293
経常利益又は経常損失 (△)	5,630	△17,690
特別利益		
新株予約権戻入益	—	6,237
特別利益合計	—	6,237
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	5,630	△11,453
法人税、住民税及び事業税	1,775	908

法人税等合計	1,775	908
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,854	△12,361

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	16,347	19.7	19,623	21.3
II 労務費		36,286	43.7	41,656	45.2
III 外注費		24,199	29.2	24,769	26.8
IV 経費		6,156	7.4	6,206	6.7
当期総製造費用		82,990	100.0	92,255	100.0
期首仕掛品たな卸高		20,713		12,699	
合計		103,703		104,955	
期末仕掛品たな卸高		12,699		13,918	
他勘定振替高	※2	146		125	
当期製品製造原価		90,857		90,912	

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
旅費交通費 (千円)	1,574	1,639
消耗品費 (千円)	2,664	2,557
水道光熱費 (千円)	1,151	1,193

(注) ※2. 内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
販売促進費 (千円)	—	84
福利厚生費 (千円)	25	—
接待交際費 (千円)	—	40
雑費 (千円)	121	—

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位: 千円)

	株主資本				新株予約 権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	108,850	△159,526	△159,526	△50,676	6,237	△44,438
当期変動額						
当期純利益		3,854	3,854	3,854		3,854
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—	—
当期変動額合計	—	3,854	3,854	3,854	—	3,854
当期末残高	108,850	△155,671	△155,671	△46,821	6,237	△40,584

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位: 千円)

	株主資本				新株予約 権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	108,850	△155,671	△155,671	△46,821	6,237	△40,584
当期変動額						
新株の発行	23,712			23,712		23,712
当期純損失 (△)		△12,361	△12,361	△12,361		△12,361
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					△6,237	△6,237
当期変動額合計	23,712	△12,361	△12,361	11,350	△6,237	5,112
当期末残高	132,562	△168,033	△168,033	△35,471	—	△35,471

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	5,630	△11,453
減価償却費	802	1,172
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,947	—
受取利息	△0	△0
受取保険金	△919	△346
助成金収入	—	△1,000
株式交付費	—	902
支払利息	3,169	3,084
新株予約権戻入益	—	△6,237
売上債権の増減額(△は増加)	△7,934	3,768
たな卸資産の増減額(△は増加)	△13,464	14,847
その他の資産の増減額(△は増加)	△7,873	△288
仕入債務の増減額(△は減少)	4,787	△4,924
前受金の増減額(△は減少)	34,481	△7,606
未払消費税等の増減額 (△は減少)	4,773	△2,441
その他の負債の増減額(△は減少)	2,010	3,927
その他	—	273
小計	28,410	△6,322
利息の受取額	0	0
利息の支払額	△3,163	△3,101
保険金の受取額	919	346
助成金の受取額	—	1,000
法人税等の支払額	△1,380	△1,833
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,786	△9,909
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,010	△1,160
貸付けによる支出	△2,947	—
敷金及び保証金の回収による収入	—	863
その他	△200	△596
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,157	△893
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	30,000	—
長期借入金の返済による支出	△22,560	△22,920
株式の発行による収入	—	22,809
リース債務の返済による支出	△248	△385
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,191	△495
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	27,820	△11,299
現金及び現金同等物の期首残高	9,222	37,043
現金及び現金同等物の期末残高	37,043	25,743

(5) 財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、当事業年度において当期純損失 12,361 千円を計上した結果、前事業年度に引き続き、当事業年度末において債務超過の状況となっており、その額は 35,471 千円であります。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、業績の改善と財務体質強化を図り、継続的に安定した経営基盤を構築すべく以下のとおり対応しております。

①新たな販路の拡大と高付加価値商品の開発

当社は既存市場であるレディース和装市場では営業人員を増員し、人材育成・受注拡大に取り組む一方で、新たな販路の拡大として、国内外での生地卸を進めております。ヴァン・ゴッホ・ミュージアムの監修を受けた掛軸タペストリーや帯アート、日本の伝統的な柄を織り込んだ新規格の生地や国内の画家とのコラボレーション作品等の営業業務を海外での勤務経験のある人材に委託しており、販路の確立・拡大を目指し、営業活動を進めております。またロンドンの日本大使館では博多織 777 周年の記念展示を 2 か月行方など博多織の認知度を高め、国内外の販路開拓に繋げてまいります。

卸売りの取引先も関東圏を中心に増えています。卸先に高評価を得ている製品については、卸先の企画による受託製造も始めており、今後は卸先の新規開拓だけでなく、卸先に合わせた製品の開発・生産の受託製造や提案にも取り組んでまいります。

2017 年博多織（手織袋帯）生産数 No.1（2018 年 3 月矢野経済研究所調べ）、第 62 回新作博多織展では内閣総理大臣賞を受賞するなど手織りの帯はブランドイメージの向上に大きく寄与しております。販売の中心となっている工数が少なく、オールシーズン着用可能な機械織りの帯の継続製品を適時投入し、受注拡大に寄与しております。他産地の着物・帯に博多織の伝統的な柄を配したコラボレーション製品の企画も好評を博しており、自社製品のブランド力増強と販売促進に繋がっております。さらに後続の商品開発に取り組んでおります。

今後も新たな販路の開拓に取り組むことで売上高の増加に努める一方、高付加価値商品の開発に取り組むことで収益性の向上に努めてまいります。

②男きもの事業の確立

当社は 2014 年 4 月より男きもの販売を開始しており、男きもの事業の確立を目指します。2018 年 10 月末日をもって京都店を閉店し、経営資源を銀座店に集中することで、コスト削減、今後の商品開発や顧客サービスの向上に努めます。当事業年度以降も引き続き各種媒体への衣装提供を行うことで男きもの認知度を高め、SNS を利用した情報発信を中心に、新規顧客の獲得に努めてまいります。男きもの着付け教室を開催し、男きものへの潜在的な需要の掘り起しにも注力いたします。

店舗では「月オン」商品を打ち出し、既存顧客の維持と再来店率の向上にも努めてまいります。既存顧客のニーズ、高価格帯を望まれる顧客のニーズにも対応できる商品の開発にも取り組み、定期的に店外催事を行うことで受注拡大・収益性の向上に努めてまいります。中長期的に男きもの市場を最重点市場と捉えており、当該市場でのシェア獲得に取り組んでまいります。

③資金繰り

事業目標に応じた効果的なコスト削減に取り組み、事業及び運転資金の安定的な確保と維持に向け、資金を最大限に有効活用してまいります。今後の新たな成長戦略の推進・財務体質の強化を目的とした第三者割当増資を行い、調達した資金は国内外での新規顧客の獲得、販売促進に活用し、収益性の向上に努めてまいります。

④コスト削減

生産面では、織機配置・人員配置を適宜見直し、生産稼働率の安定化と操業度の向上を図り、工数の少ない高付加価値商品を企画・製造することで製品単位当たりのコスト削減に取り組んでおります。また、工数の多い一部製造品を外注することで、人件費を削減しております。製品化できない生地の二次加工にも取り組み、一層の製造原価の低減に取り組めます。

管理面では、男きもの事業の商品の管理拠点を福岡本社から SAMURAI 銀座店地下へ移設したことにより、運賃の削減、商品の配送期間の短縮に取り組み、顧客ニーズへの対応を早めることで受注拡大に努めてまいります。

また、レディース和装事業では経費の掛かる販売会への参加を控える、販売会の人材配置の見直し等、販売会 1 回当たりの経費削減に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策をとっても業績改善については今後の市況等の変化により計画どおりに推進できず、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。従って、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものとして認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業の種類別に「レディース和装事業」及び「男きもの事業」の2つを報告セグメントとしております。

「レディース和装事業」は主に、女性向けの帯・着物の製造、仕入及び販売をしております。

「男きもの事業」は主に、男性向けの帯・着物の製造、仕入及び販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	レディース 和装事業	男きもの事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	1,175,909	65,385	1,241,294	—	1,241,294
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,175,909	65,385	1,241,294	—	1,241,294
セグメント利益又は損失 (△)	13,734	△2,251	11,482	—	11,482
セグメント資産	149,883	50,792	200,676	103,732	304,408
その他の項目					
減価償却費	501	—	501	300	802
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	3,588	—	3,588	160	3,748

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	レディース 和装事業	男きもの事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	1,227,079	69,381	1,296,461	—	1,296,461
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,227,079	69,381	1,296,461	—	1,296,461
セグメント損失 (△)	△11,511	△2,394	△13,906	—	△13,906
セグメント資産	138,966	39,410	178,377	95,852	274,230
その他の項目					
減価償却費	715	16	732	440	1,172
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	—	600	600	560	1,160

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに帰属しない全社資産であります。

【関連情報】

前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」をご参照ください。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」をご参照ください。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	△90円44銭	△62円97銭
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	7円45銭	△22円95銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	7円27銭	—

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (千円)	3,854	△12,361
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は普通株式に係る当期純損失金額(△)(千円)	3,854	△12,361
普通株式の期中平均株式数(株)	517,700	538,543
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。